

DH 機器保証サービス利用規約

申込者（以下、甲といいます。）は、本規約に定める各条項についてこれに同意したものとし、いかなる異議も申し述べないことを確約のうえ、株式会社デジタルハーツ（以下、乙といいます。）及び株式会社ひまわりビジネスサービス（以下、乙とあわせて乙等といいます。）が連帯して運営する DH 機器保証サービス（以下、本件サービスといいます。）を申込みます。

第1条（規約の内容）

1. 本規約は、甲に対して、乙等が本件サービスを提供するための条件を定めることを内容とします。
2. 本件サービスの対象となる機器（以下、対象機器といいます。）は、申込書、条件通知書その他乙等が指定する文書（以下、申込書等といいます。）によって特定されるものとします。

第2条（契約の成立）

1. 本件サービスにかかる利用契約（以下、本契約といいます。）は、甲の申込みを受け、乙等が所定の手続により承諾し、対象機器の設置を完了した日（以下、設置完了日といいます。）をもって成立するものとします。
2. 第6条（物件の検査）で記載されている物品受領書に記載された日付を設置完了日とみなします。

第3条（サービスに関する利用料金）

本件サービスに関する利用料金（以下、本料金といいます。）は、申込書等記載のとおりとします。

第4条（保証開始時期）

第8条（サービス等の内容）にて定める本件サービスは、第2条（契約の成立）により、契約が成立した日からの適用となります。

第5条（サービス利用期間）

1. 本件サービスの利用期間は、申込書等記載の期間とし、その起算日は、乙等の所定の手続による承諾を前提として、設置完了日とします。
2. 本件サービスは、申込書等記載の期間満了をもって終了するものとします。

第6条（物件の検査）

甲は、乙等から対象機器の納入及び設置完了後、ただちに検査を行ったうえ、物品受領書に署名又は押印するものとします。

第7条（住所・設置場所の変更）

1. 甲は、住所、代表者、商号、氏名、連絡先又はその他甲の情報に変更が生じたときには、速やかに乙等に通知しなければならないものとします。
2. 甲が第1項の通知を怠った場合、これにより乙等から甲に対して送付した通知または送付書類の到着が遅延または不到着となったとしても、当該通知または送付書類が通常到着すべきときに到着したものとみなします。
3. 甲が、本条第1項の変更手続きがなかったこと、若しくは変更手続きを遅滞したことにより、甲が不利益を被ったとしても、乙等は一切責任を負わないものとします。

第8条（サービス等の内容）

本件サービスの内容は、申込書等に定めるものとします。

第9条（保証しない場合）

乙等は、本件サービスにつき、以下のいずれかに該当する場合には、本件サービスに係る対応を行わないものとします。

- ①破損が甲の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合。
- ②甲が対象機器に加工を施し、又は加工に着手した場合。
- ③破損が地震、噴火、津波に起因する場合。
- ④対象機器の盗難の場合で警察への届出がない場合。
- ⑤乙等が指定した保証金請求に必要な書類の提出がない場合。
- ⑥破損が戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する場合。
- ⑦破損が公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- ⑧破損の原因について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑨その他別途申込書等において記載する場合。

第10条（破損発生時の手続）

1. 甲が保証の請求を行うときは、乙等の指定する方法にて申請を行うものとします。
2. 乙等は、甲から保証の請求を受けたときは、破損の事実を調査することがあります。
3. 甲が速やかに乙等の調査に協力しなかった場合、保証が遅延または不能となる場合があります。

第11条（保証の実施）

乙等は、甲から破損の連絡を受けたときは、速やかに保証を実施します。但し、調査が必要な場合は、それらが解消または終了した後に速やかに保証を実施します。尚、当該保証を実施する際に、甲の責により、乙等が甲の事務所等に訪問し、調査等を行った場合、当該調査等に要する費用は甲が負担するものとします。

第12条（解約）

1. 甲は、乙等が指定する方法により、本契約を解約することができるものとします。
2. 前項に定める解約手続きが完了した日の属する月の末日をもって本契約が終了するものとします。

第13条（免責）

1. 乙等は、甲に提供する本件サービスの内容については、正確性、完全性、有用性を保証するものではないものとします。
2. 本件サービスにより甲に不利益又は損害が生じた場合、乙等は一切の責任を負わないものとします。
3. 乙等は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は、秩序の維持に必要な通信等、その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本件サービスの利用を制限することがあるものとします。
4. 甲が本規約に違反したことによって生じた損害については、乙等は一切責任を負わないものとします。

第14条（その他）

1. 甲は、本件サービスに基づく保証の対象となる範囲のうち、本件サービス以外の保証・保険等が適用されうる範囲については、本件サービスに基づく保証の対象外となることに同意します。
2. 本件サービスの対象となる物件は、対象機器に限定されるものとし、甲が、対象機器を別の物件に変更した場合又は甲が対象機器を第三者に譲渡・貸与した場合は、本契約は終了します。
3. 本件サービスが、乙により対象機器を用いて提供されるサービスに付随するものである場合において、当該サービスにかかる契約が終了したときは、本契約は自動的に終了します。

第15条（通知）

1. 乙等から甲への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他乙等が適切と判断する方法により行うものとします。

2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に甲に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で甲に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で甲に到達したものとみなすものとします。
3. 甲が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、乙等は一切責任を負わないものとします。

第16条（解除）

1. 乙等は、甲が以下のいずれかに該当した場合、甲の承諾を得ることなく、本契約を解除することができるものとします。
 - ①本件サービスの利用にあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ②本規約の規定に違反したとき、又は、違反したと乙等が判断したとき。
 - ③仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑥第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑦解散決議したとき、又は死亡したとき。
 - ⑧反社会的勢力の構成員若しくは関係者であることが判明したとき。
 - ⑨法人格、代表者、役員、幹部社員、又は甲が民事訴訟及び刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となったとき。
 - ⑩資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき乙等が認めたとき。
 - ⑪乙等の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑫乙等から甲に対する連絡が不通となったとき。
 - ⑬前各号に掲げる事項の他、甲に対する本件サービスの提供を乙等が不相当と判断したとき。
2. 本条に基づく本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとします。
3. 甲は、第1項各号に定める事由に該当した場合、乙等に対し負っている一切の債務について、期限の利益を直ちに喪失するものとします。

第17条（秘密保持）

甲は、本件サービスの利用に関連して知り得た乙等の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第18条（権利譲渡の禁止）

甲は、乙等の書面による事前の承諾なくして甲として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第19条（第三者への委託等）

1. 乙等は、本件サービスに関する業務の一部又は全部を、甲の事前の承諾、又は甲への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。
2. 乙等は、甲の個人情報を前項の業務委託先その他本件サービスの運営の目的で第三者に対して提供することができるものとします。

第20条（損害賠償）

甲が本規約に違反して乙等に損害を与えた場合、乙等は当該甲に対して、乙等が被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第21条（延滞金）

甲が支払を要する金額について、その支払日を経過しても甲より支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合で計算して得た額を延滞金として、乙等が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払が乙等において確認できた場合には、この限りではありません。

第22条（請求事務手数料）

甲は、支払遅延により乙等から請求を受けた場合には、請求に要した事務手数料として300円に消費税及び延滞月数を乗じた金額を支払うものとします。

第23条（規約の変更等）

1. 乙等は、本規約を変更することができるものとします。また、本規約の変更が甲に通知された場合、以後、甲には変更後の規約が適用されるものとします。
2. 乙等は、乙等の判断により、本件サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することができるものとします。甲がこれにより不利益を被ったとしても、乙等は一切責任を負わないものとします。

第24条（合意管轄裁判所等）

本規約に関する準拠法は日本法とし、甲と乙等の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（信義誠実の原則）

甲及び乙等は、本規約に規定なき事項及び本規約の解釈に疑義を生じた場合には、信義誠実を旨とし両者協議の上解決するものとします。

制定日 2019年 6月 1日